

講師の場合

- ・ 2人の講師に旅費（「交通費」＋「高体連が必要と認めた経費」）5,240円を含め、謝金として合わせて30,000円を支払った場合

対応

- ・ 旅費、謝金等支払うもの全てについて税を引く
- ・ 税率は10%（円未満切り捨て）

「報」と書いてある用紙を使用する

国税 収納金 資金 (納付書) 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

32319 17 静岡 税務番号 00041610 税務署使用欄 110 整理番号 00943363

01 原稿料、著作権の使用料、放送権金等※	07 芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う個人の報酬・料金	31 広告宣伝のための賞金	その他の区分及び※印のあるものについては「領収証書」の裏面を参照してください。
05 外交員等の報酬・料金※	08 ホステス等の報酬・料金	41 公的年金等	
06 映画、演劇の俳優等の報酬・料金※	21 役務提供についての契約金		

人数: 01 | 支払金額 (謝金・旅費): 30000 | 徴収税額 (支払金額の10%): 3000 | 合計額: ¥3000

平成 17 年 4 月 支払分源泉所得税

静岡市長谷町66 静岡高校内 静岡高等学校体育連盟 殿

※この翌月10日（厳守）までに窓口へ納めること。

講師の場合
は01を
記入する

人数

支払金額
(謝金・旅費)

徴収税額
(支払金額の10%)

¥マークはここ
のみに書く

謝金等を支払った
月を記入する。

※この翌月10日（厳守）
までに窓口へ納めること。

講師以外（大会に従事した医師・看護師等）の場合

- 一人の医師に大会に従事した謝金として、旅費（「交通費」＋「高体連が必要と認めた経費」）2,080円を含め、30,000円を支払った場合

対応

- 旅費分をのぞいた謝金から税を引く（旅費は非課税）
- 税額は源泉徴収税額表（日額表丙欄）を参照する。

③と書いてある用紙を使用する

謝金等を支払った月を記入する。

国税 収納金 資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 ③ 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

32399 平成 年度 17 静岡 税務署 00041610 110 00943363

区分	支払年月日	人数	支払金額	徴収税額
俸給・給料等 (01)				
損金処分賞与 (02)				
日雇労働者の賃金 (06)		1	27920	1368
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)				
益金処分賞与 (03)				
同上の支払確定年月日				

納付の目的
平成 年 月 日
自 1704
至 1704
支払分源泉所得税

徴収税額
本 税 1368
延 滞 税
合 計 額 ¥1368

※この翌月10日（厳守）までに窓口で納めること。

徴収義務者 氏名 静岡高等学校体育連盟 殿

住所 (所在地) 静岡市長谷町66 静岡高校内 (電話) - -

国庫金 納期特例分

摘要

◎ 合計額の金額頭部には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。
◎ この用紙は直接機械で処理しないでください。

左記の合計額を領収しました。

人数

支払金額
(謝金分のみ)

徴収税額

※この翌月10日（厳守）
までに窓口で納めること。

¥マークはここ
のみに書く